

脱炭素社会実現に向けた地域循環共生に関する 連携協定

伊丹市（以下「甲」という。）、飯南町（以下「乙」という。）、阪南市（以下「丙」という。）及び株式会社ソーシャル・エックス（以下「丁」といい、甲乙丙丁を総称して「当事者」という。）は、脱炭素社会実現に向けて、各地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき相互の連携を強化し、カーボンクレジットの創出・活用を推進するために、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 当事者は、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について協力及び連携して実施する。

- (1) 各地域の特性を踏まえたカーボンクレジット創出・活用に関すること。
- (2) カーボンクレジット創出・活用を通じて、各地域の住民・企業が主体となる地域活性化に関すること。
- (3) カーボンクレジット創出・活用を踏まえた、自治体と企業等との連携促進に関すること。
- (4) 「カーボンクレジット」及び「地域循環共生圏構築」に係る普及・啓発に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

2 具体的な実施事項については、当事者が合意の上、決定する。

（環境への配慮）

第2条 当事者は、前条に定める連携事項を行うにあたっては、環境配慮行動に努めるものとする。

（守秘義務）

第3条 当事者は、協定に基づき実施される活動において知り得た情報を連携事項の目的以外で使用してはならない。

2 当事者は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間の満了日の1か月前までに、当事者が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間の満了日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

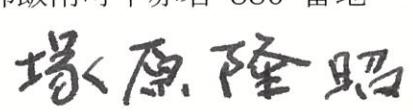
第5条 当事者のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第6条 協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、当事者の協議の上、これを定めるものとする。

協定の締結を証するため、本書4通を作成し、当事者それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月10日

甲 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番
伊丹市
伊丹市長 
乙 島根県飯石郡飯南町下赤名 880 番地
飯南町
飯南町長 
丙 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市
阪南市長 
丁 東京都渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ32F
株式会社ソーシャル・エックス
代表取締役 
代表取締役 